

## 浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、飲料水供給施設の適正な維持管理を支援するため、飲料水供給施設の飲料水の水質検査及び維持管理を行う飲料水供給施設の水道組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下規則という。)及びこの要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲料水供給施設 市が施行する、住民の飲用に供する水を供給する給水人口が100人以下の施設をいう。
- (2) 水道組合 市と飲料水供給施設の使用貸借契約書を締結し、飲料水供給施設の維持管理を行う団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、水道組合とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 水道組合が、飲料水供給施設に対して実施する浜松市飲用井戸等衛生対策要領(平成14年浜松市告示第511号。以下この条において「要領」という。)第5条に規定する水質検査(1年に2回までを上限とする。)に要する経費とする。
- (2) 水道組合が、飲料水供給施設に対して実施する別表に定める業務の委託に要する経費とする。

### (補助額)

第5条 補助額は、前条第1項に掲げる経費の2分の1以内とし、前条第1項第2号については、30万円を限度とする。なお、前条第1項各号に定める補助対象経費にそれぞれ補助率を乗じて得た額に100円未満の端数が生じた場合には、当該100円未満の端数は切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第7条 管理者は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、条件を付して申請者に補助金交付決定通知書(第2号様式)を通知するものとする。

### (申請の取下げ)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 前項の規定により申請を取下げようとする者は、前条の通知があった日から 20 日以内に補助金交付申請取下げ届書（第 3 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（交付の変更申請）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、本事業に変更を生じた場合には、直ちに補助金交付変更申請書（第 4 号様式）を管理者に提出し、承認を得なければならない。

（交付の変更決定）

第 10 条 管理者は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、条件を付して申請者に補助金交付変更決定通知書（第 5 号様式）を通知するものとする。

（状況報告）

第 11 条 補助事業の遂行の状況について管理者から要求があった者は、速やかに補助事業状況報告書（第 6 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助事業が完了した者は、補助事業実績報告書（第 7 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 管理者は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要と認める場合は現地調査等を行い、その報告に係わる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金の交付決定を受けた者に対して補助金確定通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 前条の規定により、補助金の確定を受けた者は、速やかに補助金請求書（第 9 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 管理者は、前条の規定による書類を受領し、その内容が適当と認めるときは、補助金を交付する。

（返還命令）

第 16 条 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対し、管理者は、浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金返還命令書（第 10 号様式）により交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度から令和 5 年度までの補助金に適用する。

別表（第4条関係）

区 分	点 検 内 容 等	
	施 設	事 項
取水施設	着水井	原水流量、着水井水位の確認
		水源を巡視（周辺の環境に応じて適宜周期を定めて実施）
	取水口	取水に障害となる堆積土砂等の除去及び点検
	取水ポンプ	異常の点検（使用電力量の確認と記録を含む）
		揚水量の把握（量水器或いは各計器の異常の有無を点検） ポンプの定期点検
導水施設	送水ポンプ	水漏れの確認
		計器の異常の点検（使用電力量の確認と記録を含む）
		揚水量の把握（量水器或いは各計器の異常の有無を点検）
		軸受け部のグリース（油）の交換
		ポンプの定期点検
浄水施設	沈殿池 消毒設備	凝集剤の在庫量の確認
		凝集剤注入設備外観、漏液等の確認
		凝集剤注入設備動作確認（異常音、振動、発熱等）
		凝集池攪拌状況の確認
		液薬の残量の点検と補充
		薬液槽の破損等の点検
		注入装置の点検
		配管類の点検（管路変形、漏洩の有無）
		容器からの漏洩、移動防止具の状況点検
		注入設備における漏れ、給水圧力異常、注入ガス量の点検
		凝集剤注入設備軸受け部への注油
		基礎ボルト及び接続部の締め付け状態の点検
		ダイヤフラム、逆上弁及び液接触部の清掃
		潤滑油の点検
		凝集剤注入設備の分解清掃
		薬液槽内部の清掃
		消毒装置の専門技術による点検整備
		配管及び弁類の分解清掃
		ろ過機施設
膜ろ過施設	緩速ろ過装置のろ過能力の確認	
	ろ過池の清掃	

		ろ過砂の補充
	急速ろ過施設	自動ろ過機の出口側圧力計の指示値の確認（週に2回程度）
		ろ過能力の点検と記録
		ろ材の補充
送配水施設	送配水施設	電極棒の点検
		コンプレッサー・ポンプの点検
		配水池内部の清掃
		配水池の点検
		圧力タンクの点検と記録
		送水量、配水量、水位、使用電力量等の確認と記録
		排泥管から排泥を行い制水弁、空気弁の機能の点検
臨時の管理業務	上記の全施設	降雨時の影響による臨時の管理業務

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名  
申請者 代表者住所  
代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請書

年度において浜松市飲料水供給施設維持管理に係わる補助金交付を受けたいので、浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助事業の概要  
別紙1
- 3 添付書類
  - （1）見積書
  - （2）歳入歳出予算書（別紙2）
  - （3）暴力団排除に関する誓約書（別紙3）

## 別紙 1

## 補助事業の概要

水道組合名	
代表者住所	
代表者氏名	
着手予定年月日	
完了予定年月日	

区 分	対象経費	補助率 (%)	補助金申請額 (対象経費×補助率)	主な内容
水 質 検 査	円	50%	円	項目×回 項目×回
施設維持管理	円	50%	円	
合 計	円		円	

## 施設維持管理

管理業務



暴力団排除に関する誓約書

浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
  - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

(誓約者)

水道組合名

代表者住所

代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)



第2号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金については、浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第7条により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

#### 記

1 補助金交付決定額	金	円
(水質検査	金	円)
(施設維持管理	金	円)

#### 2 補助条件

- (1) 本事業に変更を生じた場合には、直ちに変更内容を補助金交付変更申請書(第4号様式)で届け出るとともに、管理者の承認を得なければならない。また、変更承認を得ない場合には、原則として補助金は交付しない。
- (2) 事業の遂行状況について管理者から要求があった場合は、速やかに補助事業状況報告書(第6号様式)を提出しなければならない。
- (3) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。
- (4) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第3号様式（第8条第2項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名  
申請者 代表者住所  
代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、同補助金 円の交付申請（年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容	取 下 げ 理 由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名  
申請者 代表者住所  
代表者氏名  
（署名又は記名押印をしてください。）

補助金交付変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金について、下記のとおり変更したいので浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第9条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更を受けようとする補助金

区 分	交付決定額 (A)	補助金申請額（変更 後）(B)	増減額 (B-A)
水 質 検 査			
施設維持管理			
合 計			

2 変更内容

別紙4

3 その他

4 添付書類

(1) 見積書

(2) 歳入歳出予算書（別紙2）

(3) 上記添付書類のほか、関係する書類等があれば提出してください。

別紙 4

変 更 内 容

変 更 対 照 表									
項 目	当 初			変 更 後			差引増減額		
	数量	金額 (円)		数量	金額 (円)		数量	金額 (円)	
内 訳									
合 計									

第5号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

### 補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった年度浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金については、下記のとおり交付変更することに決定したので通知します。

#### 記

- 1 補助金交付決定額            金                    円  
    (水質検査            金                    円)  
    (施設維持管理        金                    円)

#### 2 補助条件

- (1) 本事業に変更を生じた場合には、直ちに変更内容を補助金交付変更申請書(第4号様式)で届け出るとともに、管理者の承認を得なければならない。また、変更承認を得ない場合には、原則として補助金は交付しない。
- (2) 事業の遂行状況について管理者から要求があった場合は、速やかに補助事業状況報告書(第6号様式)を提出しなければならない。
- (3) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。
- (4) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてはその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名  
申請者 代表者住所  
代表者氏名  
(署名又は記名押印をしてください。)

補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

区 分	交付決定額	実績見込額	進捗率
水 質 検 査	円	円	%
施設維持管理	円	円	%
合 計	円	円	

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名

申請者 代表者住所

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定を受けた浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金に係わる補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

精算額 金 円

（円）

内訳	水 質 検 査	
	施設維持管理	

添付書類

- （1）請求書又は領収書の写し
- （2）結果報告書（水質検査）及び施設維持管理の実績報告書（該当する場合）
- （3）収支決算書（別紙5）

## 別紙 5 収支決算書

(円)

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	



第8号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで補助事業実績報告のあった浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- |            |   |    |
|------------|---|----|
| 1 補助金交付確定額 | 金 | 円  |
| (水質検査)     | 金 | 円) |
| (施設維持管理)   | 金 | 円) |

2 補助条件

- (1) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (2) 補助事業実績報告書(第7号様式)に領収書を添付していない水道組合は、支払い後、速やかに領収書の写しを管理者に提出しなければならない。

第9号様式(第14条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名  
申請者 代表者住所  
代表者氏名 印

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた 年度浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金の交付を受けたいので、浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 支所
口座種別	普通・当座
口座番号	第 号
口座名義	(フリガナ)

第10号様式(第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金返還命令書

年 月 日付け浜上天 第 号をもって交付を確定した浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金について浜松市飲料水供給施設維持管理費補助金交付要綱第16条の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

金			百万	拾万	万	千	百	拾	円

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日